

第23期 第22回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和元年6月27日(木曜日) 午後2時00分～午後3時10分				
開催場所	苫小牧市役所2階北22会議室				
出席農業委員	丹羽 秀則	今泉 宏治	及川 末男	五十嵐 堅司	計 5名
	野村 真理子				
欠席委員	山内 幸子	中岡 亮太			
議事録署名委員	及川 末男	五十嵐 堅司			

出席推進委員	寒河江 一富	黒坂 章	羽原 吉一	山本 まり子	計 4名
欠席委員	佐久間 貴子	早勢 光明			

審議内容

議案第1号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確認要件			
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件
(有)■■■■■■■■■■■■■■■	(適)・否	(適)・否	(適)・否	(適)・否
(株)■■■■■■■■■■■■■	(適)・否	(適)・否	(適)・否	(適)・否
(株)■■■■■■■	(適)・否	(適)・否	(適)・否	(適)・否

※ 農地所有適格法人確認書は別紙 1～3

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農用地利用集積計画の策定について
(解除条件付賃貸借権の設定)

整理 番号	R1-2	利用権の設定を受け る者		住 所	■■県■■市■■■■■■ ■■■番地■	
		利用権を設定する者		氏名又は名称	株式会社 ■■■■■■■■■■■ 代表取締役社長 ■■ ■■	
				住 所	■■■■市字■■■■番地	
					氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権		
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容	
苫小牧市 字美沢	57番1の内	畑	129,098 m ² の内 30,000 m ²	解除条件付 賃貸借権	普通畑	
設定する利用権				利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係		
始 期	終 期	借賃(円)	借賃の支払方法	解除条件付賃貸借		
令和元年7月1日	令和2年12月31日	■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年10月末迄に ■■■■口座に 振込			
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等				備 考		
住 所		氏名又は名称	権原の種類			

利用権の設定を受け者の農業経営の状況等

氏名又は名称			設立年月日		農作業従事日数	
株式会社 ■■■■■■■■■■■ 代表取締役社長 ■■ ■■			平成26年9月26日		—	
設定を受ける土地の面積(m ²)			現に耕作又は養畜の事業に供している 農用地の面積(m ²)		主たる経営作目	
農 地	30,000		農 地	12,500	タマネギ	
そ の 他						
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇 用 労働力 (年間延日数)	種 類	数 量
男	3人	農業専従者 3人 (人)	人 日		トラクター 防除機 他農機具	3台 1台 一式
		主として農 業に従事 する者 人 (人)				
女	人	従として農 業に従事 する者 人 (人)				

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙4

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号 農用地利用状況報告について

農業経営基盤強化促進法施行細則第16条の2の規定による報告

利用権設定を受けた者の氏名等	有限会社 ■■■■■■			
農用地等の面積 (第16条の2第1項2号)	権利設定		農用地等の面積(m ²)	
	賃貸借		138,248	
耕作の状況 (第16条の2第1項3号)	作物の種類	作付面積(m ²)	生産量(m ²)	反収(m ² /10a)
	芝生	53,200	49,028	922
	芝生	85,048	0	0
	計	138,248	49,028	355
周辺の農用地に及ぼしている影響 (第16条の2第1項4号)	なし			
地域農業との役割分担の状況 (第16条の2第1項5号)	なし			
添付資料 (第16条の2第2項)	なし			

※ 確認書は別紙 5

審議結果

原案可決

議案第4号 農地台帳の「農地」からの除外について

農地台帳の「農地」から除外する土地

所在・地番	農地台帳		所有者	備考
	地目	面積(m ²)		
字樽前 117 番の内	畑	2,431	■■■	家庭菜園と取扱うべき農地
字樽前 118 番の内	畑	1,524	■■■■	家庭菜園と取扱うべき農地

審議結果

原案可決

議案第5号 苫小牧市情報公開条例の施行に関する農業委員会規程の一部改正について

苫小牧市農業委員会会議規定の一部を改正する規定及び新旧対照表

別紙 6

審議結果

原案可決

その他

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について

整理番号 27-1

利用権の設定を受ける者 ■■■市字■■ ■■■番地の■ ■■■ ■■■

利用権の設定をする者 ■■■市字■■ ■■■番地 ■■■ ■■■

利用権を設定する土地 (変更前) (変更後)
字美沢 57 番 1 の内 97,498 m² 67,498 m²
外 4 筆は変更なし

利用権の借賃料 (変更前) (変更後)
■■■■■■■■■■ 円/年 ■■■■■■■■■■ 円/年
(■■■■■ 円/10a) (■■■■■ 円/10a)

(2) 農用地利用集積計画の失効について

利用権の設定を受ける者 ■■■市■■町■丁目■■番■■号 ■■■ ■■■

利用権の設定をする者 ■■■市字■■ ■■■番地 ■■■ ■■■

利用権を設定する土地 苫小牧市字樽前 207 番 1 外 5 筆 22,754 m²

設定する利用権 所有権移転

設定等の時期 令和元年 6 月 10 日

公告日 令和元年 5 月 30 日 (令和元年度第 1 号)

失効理由 農用地利用集積計画で定められた支払期限までに対価支払いが行われなかったため。(共通事項(2)該当)

(3) 第23期第 23 回農業委員会総会の開催について

7 月 29 日(月) 午後 2 時からの開催予定

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称： 有限会社 ■■■■■■■■■■

主たる事務所の所在地： ■■■市字■■■■番地■■■

記載年月日(総会承認日)		平成29年6月30日	平成30年6月28日	令和元年6月27日	
報告受理日		平成29年5月30日	平成30年5月28日	令和元年5月30日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	12.3	12.3	13.3	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	軽種馬育成	軽種馬育成	軽種馬育成	
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		2人(300)	2人(300)	2人(300)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	2人(300)	2人(300)	2人(300)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①～⑥以外の者	⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		2人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作 業に従事する重要な使用人の有 無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備 考					

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 株式会社 ■■■■■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市■■■番地

記載年月日(総会承認日)		平成29年10月30日	平成30年7月30日	令和元年6月27日
報告受理日		平成29年9月19日	平成30年6月28日	令和元年6月6日
経営面積 (ha)	田			
	畑	42.9(苦23.8)	42.9(苦23.8)	42.9(苦23.8)
	採草放牧地			
法人形態		株式会社	株式会社	株式会社
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
事業 の 種類	農畜産物名	キャベツ、スイートコーン、その他野菜	キャベツ、スイートコーン、その他野菜	キャベツ、スイートコーン、その他野菜
	関連事業等名	農産物直売所	農産物直売所	農産物直売所
	その他事業名	ソフトクリーム販売	ソフトクリーム販売	ソフトクリーム販売
売上高 (円)	農 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
	そ の 他 事 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
構 成 員 数	総数	1(100)	1(100)	1(100)
	農地提供者 ①			
	農業常時従事者 ②	1(100)	1(100)	1(100)
	農作業委託者 ③			
	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)	()	()	()
①～⑥以外の者 ⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数	1	1	1
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧	1	1	1
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨	1	1	1
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否	○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)				
備考				

法人の名称：株式会社 ■■■■■■

主たる事務所の所在地：■■市■■区■■条■■丁目■■番地

記載年月日(総会承認日)		平成29年7月20日	平成30年10月23日	令和元年6月27日	
報告受理日		平成29年6月30日	平成30年10月9日	令和元年5月16日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	7.06(苦3.23)	7.06(苦3.23)	4.84(苦3.23)	
	採草放牧地				
法人形態		株式会社	株式会社	株式会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	ベビーリーフ、トマト	ベビーリーフ、トマト	ベビーリーフ、トマト	
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		7人(500)	7人(500)	7人(500)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	6人(255)	5人(254)	5人(254)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等 承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑤ ⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
	①～⑥以外の者	⑦	1人(245)	2人(246)	2人(246)
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		2人	3人	3人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	3人	3人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	0人	0人	0人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		○有・無	○有・無	○有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備 考			○代表取締役の交代 ・H29.10 ■■■氏から■■■氏に交代 ・H30.7 ■■■氏から■■■氏に交代		

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 23 期第 22 回農業委員会総会 議案第 2 号

(利用権の設定：解除条件付賃貸借権設定)

譲受（借）人： 株式会社 ■■■■■■■■■■ 代表取締役社長 ■■ ■■	譲渡（貸）人： ■■ ■■	作成者： 池田吉繁
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人以外の法人であり、権利の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合において利用権の解除をする旨の条件が附されている。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人の事業計画によると、全面積でタマネギと緑肥を栽培する計画であり、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する法人である。	適応なし
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・借人は、農業の維持発展に関する話し合い活動や道路、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 3 号のイの規定に基づき、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うよう努めることを確約している。	しない
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・業務執行役員 2 名の他、計 3 名が、その法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められる。	しない
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受（借）人と譲渡（貸）人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	しない

農業経営基盤強化促進法第 20 条の 2 第 1 項 確認書

第 23 期第 22 回農業委員会総会 議案第 3 号

借借人：(有) ■■■■■ 取締役 ■■ ■■	賃貸人： 28-6 ■■ ■■ 28-7 ■■ ■	作成者： 竹澤 美幸	
法 20 条の 2 条項		判断理由	該当
第 1 項第 1 号 (地域との調和・影響)	・その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。	事実はない。	しない
第 1 項第 2 号 (継続的安定的農業経営)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。	労働力が確保され、農地を利用している。	しない
第 1 項第 3 号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 : 150 日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員 1 名のうち 1 名が常時従事している。	しない

参考

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 (権利移動の許可要件)	判断理由	取消しに該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない

別紙 6-1

苫小牧市農業委員会告示第 号

苫小牧市情報公開条例の施行に関する農業委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月27日

苫小牧市農業委員会

苫小牧市情報公開条例の施行に関する農業委員会規程の一部を改正する規程

苫小牧市情報公開条例の施行に関する農業委員会規程（平成10年農業委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号エ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

○苫小牧市情報公開条例の施行に関する農業委員会規程（平成10年農業委員会告示第30号）

改 正 後	現 行
<p>（開示の方法）</p> <p>第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（条例第2条第2項の電磁的記録をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 電子情報処理組織による情報処理の用に供される電磁的記録（次号から第4号までに掲げる電磁的記録を除く。） 次に掲げる方法</p> <p>ア - ウ 《略》</p> <p>エ 電磁的記録を光ディスク（<u>日本産業規格X0606</u>及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) - (4) 《略》</p>	<p>（開示の方法）</p> <p>第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（条例第2条第2項の電磁的記録をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 電子情報処理組織による情報処理の用に供される電磁的記録（次号から第4号までに掲げる電磁的記録を除く。） 次に掲げる方法</p> <p>ア - ウ 《略》</p> <p>エ 電磁的記録を光ディスク（<u>日本工業規格X0606</u>及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) - (4) 《略》</p>
<p>施行日：令和元年7月1日</p>	